

税のお知らせ

10月の納税等

村民税 / 第3期
 国民健康保険税 / 第4期
 後期高齢者医療保険料 / 第4期
 保育料 / 10月分
 納期限 / 11月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用
 ください。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。

年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

● 問合せ先

総務部税務課

昨年度、年金から特別徴収されている方

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

本年度から特別徴収が開始される方

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
		6月	8月	10月	12月
算出方法	それぞれ年税額の1/4			それぞれ年税額の1/6	

事業者向けインボイス制度説明会のご案内

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施されます。

事業者の皆さまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、ぜひお申込みください。

説明会日時	定員	開催場所	申込み・問合せ先
10月14日(木) 午後2時~3時	20名	津島市良王町2丁目31-1 津島税務署 別館2階 大会議室 (注)新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。	津島税務署 法人課税第一部門 ☎26-2161(代表) (内線612)
11月10日(水) 午前10時~11時	20名		
12月3日(金) 午後2時~3時	20名		

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

消費税の軽減税率制度およびインボイス制度に関する情報については、
 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・
 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

下のコードからサイトへ



● 問合せ先 津島税務署 ☎26-2161